

徳島県告示第四百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、那賀町長及びつるぎ町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年六月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 那賀町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度から平成三十年度まで

(三) 成果の名称

那賀町（沢谷の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町沢谷の一部（沢谷一地区）

(五) 認証年月日

令和四年六月十四日

2 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

(三) 成果の名称

那賀町（掛盤の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町掛盤の一部（掛盤二地区）

(五) 認証年月日

令和四年六月十四日

3 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

那賀町（掛盤の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町掛盤の一部（掛盤一地区）

(五) 認証年月日

令和四年六月十四日

二 つるぎ町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

つるぎ町

- (二) 調査を行った時期  
令和二年度及び令和三年度
- (三) 成果の名称  
美馬郡つるぎ町貞光字日浦川向の一部（貞光四十一地区）の地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域
- (四) 美馬郡つるぎ町貞光字日浦川向の一部（貞光四十一地区）  
認証年月日  
令和四年六月十四日
- (五) 調査を行った者の名称  
つるぎ町
- (二) 調査を行った時期  
令和二年度及び令和三年度
- (三) 成果の名称  
美馬郡つるぎ町一字字奥大野の残地・字川又の一部（一字二十九地区）の地籍図  
及び地籍簿  
調査を行った地域
- (四) 美馬郡つるぎ町一字字奥大野及び字川又の各一部（一字二十九地区）  
認証年月日  
令和四年六月十四日